

豊中市上下水道局告示第138号

柴原浄水場ほか3施設で使用する電力の調達契約に係る一般競争入札について

柴原浄水場ほか3施設で使用する電力の調達契約に関し、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和6年12月13日

豊中市上下水道事業管理者 吉田久芳

1. 入札に付する事項

(1) 件名

柴原浄水場ほか3施設で使用する電力の調達

(2) 場所

柴原浄水場（大阪府豊中市宮山町3丁目20番1号）

猪名川取水場（兵庫県伊丹市下河原2丁目4番10号）

石橋中継ポンプ場（大阪府池田市住吉1丁目8番20号）

柿ノ木配水場（大阪府豊中市新千里北町2丁目46番3号）

(3) 概要

上記4施設で使用する電気の供給等

予定使用電力量：5,255,400kWh/年

(4) 期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

(5) その他

本入札は、郵送入札により行う。

2. 参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置の期間の範囲内でないこと。
- (4) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 令和6年度において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていること。

- (6) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に規定されている電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて情報の開示を行っていること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示しているものとみなす。
 - (7) 豊中市電力の調達に関する環境配慮方針「4. 環境評価項目」に定める各項目について当該指針の基準により算定した評価点の合計が70点以上であること。
 - (8) 履行期間を1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
 - (9) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。
 - (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
 - (11) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (12) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
3. 仕様書、入札書及び内訳書、契約書（案）、一般競争入札参加申込書、質疑書、豊中市電力の調達に関する環境配慮方針、豊中市上下水道局物品入札心得、及び郵送入札におけ

るくじの取扱いについて（以下「仕様書等」という。）の配布

(1) 配布期間

令和6年12月13日（金）午前10時から令和7年1月10日（金）午後5時まで

(2) 配布方法

豊中市上下水道局のホームページに掲載する。

4. 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

豊中市上下水道局のホームページに掲載する。

(2) 期間

令和6年12月13日（金）午前10時から令和7年1月10日（金）午後5時まで

5. 資格審査書類及び一般競争入札参加申込書の提出、入札の期間及び方法並びに開札の日時、場所及び方法

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2) から (4) までに定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

ア 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

イ 豊中市環境に配慮した電力調達評価項目報告書（様式1）

ウ 履行期間を1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有する者であることがわかる契約書等の写し

(2) 資格審査書類及び一般競争入札参加申込書の提出及び入札の期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月10日（金）午後5時まで（必着）

(3) 資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の提出方法

次に掲げる方法で封入したものを、郵送により (4) の提出先に提出すること。

ア 作成した入札書及び内訳書を中封筒に入れて糊付けし、豊中市で業者登録の届出時に届け出た使用印を封筒のつなぎ目部分に割印として押印すること。

イ 中封筒の表面には案件の名称（「1. 入札に付する事項」(1) 件名を参照）を記載の上「入札書在中」と朱書きし、裏面には入札者の所在地及び商号又は名称を記載すること。

ウ 中封筒は案件ごとに作成すること。

エ 中封筒及び資格審査書類とその添付書類及び一般競争入札参加申込書を外封筒に入れ、糊付けすること。

オ 外封筒には提出先及び差出人の所在地及び商号又は名称を記載の上「電力調達入札書類在中」と朱書きすること。

カ 上下水道局が発注する電力調達に複数入札する場合は、複数案件の中封筒を1つの外封筒に封入して提出することも可能である。なお、複数入札する場合であっても、資格審査書類とその添付書類は各1通の提出でよいものとする。

(4) 提出先

豊中市北桜塚4丁目11番18号

豊中市上下水道局 総務課 契約管財係（4階）

(5) 開札日時

令和7年1月14日（火）午前10時

(6) 開札場所

豊中市上下水道局庁舎4階西会議室

(7) 開札方法

(5) 及び (6) に記載している日時及び場所で入札参加者に代わり、当該入札事務に係らない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。

(8) その他

ア 資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書は、返却しない。

ウ (3) に定める提出方法以外の方法による資格審査書類、一般競争入札参加申込書及び入札書の提出は、受け付けない。

6. 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する単価（小数点第3位以下を切り捨てた値）を入札書に記載すること。

(2) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額、市場価格調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(3) 入札書の総合計金額で入札に付する。ただし、各単価において予定価格を上回らないこと。

(4) 入札書のくじ番号の欄にくじを行う際使用する3桁の数字を記入すること。記入がない場合は「0」が記載されたものとみなす。

(5) 契約は単価契約とし、入札単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加算し小数点第3位以下を切り捨てた値とする。ただし請求時は1円未満の端数は切り捨てること。

7. 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格審査書類による入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格があると認めるときは落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定す

る。なお、落札者となるべき金額の入札が2者以上の場合は、別紙「郵便入札におけるくじの取扱いについて」の方法により落札者を決定する。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

豊中市上下水道局会計規程（平成13年企業管理規程第2号）第44条第2項により免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の総額の100分の5に相当する額以上を納付しなければならない。ただし、豊中市上下水道局会計規程第47条に該当する場合は免除する。

9. 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市上下水道局物品入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10. 契約の締結

契約書を作成する。

11. 質疑等

この説明書、仕様書等及び契約条項に関する質疑がある場合は、「質疑書」を令和6年12月20日（金）午後5時までに「13. 問合わせ先」へ電子メールで提出しなければならない。受領した質疑書に関しては、令和6年12月27日（金）にホームページへ回答を掲載する。

12. その他

(1) 入札参加者は、仕様書を熟読し、豊中市電力の調達に関する環境配慮方針及び豊中市上下水道局物品入札心得を遵守すること。

(2) 契約書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

13. 問合わせ先

豊中市北桜塚4丁目11番18号

豊中市上下水道局 総務課 契約管財係（4階）

電話 （06）6858－2913（直通）

E-mail keiyakukanzai@suidou.city.toyonaka.osaka.jp